

2019年12月11日

学校法人の監事の損害賠償責任及びその制限

I はじめに～新しい法の規定と監事

2019年5月24日に公布された「学校教育法等の一部を改正する法律」（令和元年法律11号）による私立学校法（以下「私学法」という。）の改正により、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定が整備された。

この改正は、監事に関して、その責任及び権限を強化する一方で、監事の学校法人及び第三者に対する損害賠償責任を規定する。従来からも、監事は、学校法人（及びその設置する学校）に対して善管注意義務をもってその職責を果たすことは当然のことと解されていたが、その点が今回の改正により明確にされた。また従来から明文で規定されていた忠実に職務を遂行する義務（忠実義務）とともに、監事が学校法人に対して負う善管注意義務に違反して損害を与えた場合には、損害賠償義務を負うことも当然のことと考えられていたが、この点も今回の法改正により明確にされた。

私学法の改正により監事の善管注意義務が明文化され、その違反に対する責任が規定されたからといって、監事がその職務を遂行する際に、責任が生じることを意識して委縮したり躊躇したりすることがあっては、改正法の趣旨に反することとなる。改正法は、いわば当然のことを規定したものであって、監事に追加的な義務を課すものではない。近時、教育機関（とりわけ高等教育機関）を設置する学校法人の監事に対する期待が高まっているが、その高まりに応えるためにも、監事はその職責を自覚し、善良な管理者の注意を以て、その職務を遂行することこそが求められるのである。

他方で、善管注意義務及び忠実義務を負う監事が何をなすべきかについては、必ずしも明確な指針が与えられていたとはいえない面がある。そこで、法改正があったこの機会に、監事の果たすべき役割を整理し、かつ、損害賠償責任制度が監事の活動を過度に萎縮させることのないように、法が認める損害賠償責任制限制度の活用について検討することが必要であると考え、以下において、監事の職責、及び損害賠償責任の内容、その免責などについて当協会の考え方を述べるものである。

II 2019年私立学校法改正による役員の職務及び責任に関する規定整備の概要

改めて、今回の改正私学法における役員の職務及び責任に関する規定を整理すると、およそ次のように理解される。

1 学校法人と役員の関係（私学法35条の2）

学校法人と役員（理事及び監事）との関係は、委任に関する規定に従うことが明示された。これによって、役員は学校法人に対して善管注意義務を負うことが明確となった。

2 競業及び利益相反取引の制限（私学法40条の5）

理事が競業及び利益相反取引を行う場合には、理事会に重要な事実を開示した上で、その承認を得ることが必要であるとされた（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）84条の準用）。

3 特別の利害関係を有する理事の議決権制限（私学法36条7項）

理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない旨が明文で定められた。

4 役員对学校法人に対する損害賠償責任（私学法44条の2）

役員（理事及び監事）は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うこととされる一方で、賠償額が高額となり、その負担回避のために、次の損害賠償責任の減免が認められる旨が規定された（私学法44条2が準用する一般社団・財団法人法の規定）。

(1) 総評議員の同意による損害賠償責任の免除（一般社団・財団法人法112条）。ただし、その議案を評議員会に提出するには、監事の同意を必要とする。

(2) 役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、評議員会の決議によって、次のように損害賠償額を制限することができる（一般社団・財団法人法113条）。ただし、その議案を評議員会に提出するには、監事の同意を必要とする。

イ 理事長 年俸の6倍

ロ 理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事又は学校法人の業務を執行した理事 年俸の4倍

ハ 他の理事又は監事 年俸の2倍

(3) (2)の制限は、寄附行為に定めることによって、理事会の議決によるとすることができる（一般社団・財団法人法115条）。ただし、この寄附行為の変更の議案を評議員会に提出し、又は、当該寄附行為に基づき理事の責任免除の議案を理事会に提出するには、監事の同意を必要とする。

(4) (2)の制限は、寄附行為に定めることによって、非業務執行理事及び監事について、責任限定契約として予め定めておくことができる（一般社団・財団法人法115条）。この寄附行為の変更の議案を評議員会に提出するには、監事の同意を必要とする。

5 役員对第三者に対する損害賠償責任（私学法44条の3）

役員（理事及び監事）が、その職務を行うについて悪意又は重過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

また、理事は、次の行為を行った場合、注意を怠らなかったことを証明できない限り、第三者の損害を賠償する義務を負うこととされた。

イ 財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

また、監事は、次の行為を行った場合、注意を怠らなかったことを証明できない限り、第三者の損害を賠償する義務を負う。

イ 監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

6 役員の連帯責任（私学法44条の4）

役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も

当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者となる。

III 監事の損害賠償責任とそれを前提とする行動準則

1 学校法人に対する責任

「役員は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」（私学法44条の2第1項）

監事が学校法人に対して責任を負う第一要件は、「その任務を怠ったとき」である。監事が行うべき職務全体について、それを怠ることを「任務懈怠」という。判決例においては、農業協同組合の事案であるが、その代表理事が補助金による施設建設の理事会承認を得たにもかかわらず、実際には補助金受領の見込みなく事業を進めたときに、代表理事の言動に善管注意義務違反をうかがわせるに十分なものがあるにもかかわらず、資金調達方法を調査確認せず、事業が進められるのを放置した監事に任務懈怠があるとされたものがある（最高裁判所第2小法廷判決平成21年11月27日）。

「怠った」には過失が含まれると解される。もっとも、上記判決のように、客観的にみて、理事の善管注意義務違反を放置したという状況が存在するときには、通常は、当該監事に過失があるものと考えられ、監事の責任追及する側が改めて当該監事の過失を立証する必要はない。

第二の要件は、「これによって生じた損害」であることである。法的には単なる因果関係ではなく、「相当因果関係」があることが要求される。

2 第三者に対する責任

「役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。」（私学法44条の3第1項）

たとえば、理事会に出席している監事が、違法な議決が行われようとしていることを知りつつ、あえてこれを放置した結果、第三者に損害が生じたときは、理事のみならず監事も第三者に対して責任を負う可能性がある。この場合、監事に悪意又は重過失があったことは、第三者の側で証明しなければならない。

監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載を行った場合には、そのような監査報告書を作成した監事は、注意を怠らなかつたことを証明できない限り、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（私学法44条の3第2項2号）。この場合は、同じく対第三者責任ではあるが、監事の側で注意を怠らなかつたことを証明しなければならず、その証明が成功しないときは損害賠償責任を負わなければならない。証明責任が第三者の側から監事の側に転換されているのである。監査の直接的な成果である監査報告書は、第三者が学校法人を評価する際に依拠する重要資料であり、その虚偽記載は、第三者に直接的な損害を生じさせることから、このように証明責任が転換されているのである。

3 監事監査規程の作成とその遵守

監事は、当該学校法人が策定した監事監査規程に従って監査を実施することが望ましい。監事監査規程の策定に際しては、当協会等が作成した監事監査基準等を参考にされることを推奨する。もとより、各学校法人は独自の監事監査規程を設けてもよいが、当協会としては、少なくとも別表1に掲げる基本事項について、これを着実に実施すると共に、その記録を作

成保存することが必要であると考えている。

学校法人の監事は、他の学校法人の監事の任務遂行のあり方に学ぶほか、一般社団法人の監事等の私学法以外の法律に根拠を有する組織の監事（会社の監査役等監事に相当する職を含む。）に関する判決を検討するなど、恒常的な研修を行うべきである。

学校法人の業務についての監査は、学校法人が設置する大学等の学校の活動についての監査を含む膨大なものであるが、監査に利用できる資源は限定されており、結果として虚偽記載を含む監査報告書を導くリスクが存在している。そこで、監事は、とりわけ業務監査についての監査報告書のあり方についても、恒常的な研修を行うべきである。

IV 責任の制限

改正私学法は、役員が損害賠償責任の免除と損害賠償額の制限を認めている（私学法44条の2第4項による一般社団法人法112条以下の準用）。

第一に、評議員全員の同意があれば監事の学校法人に対する損害賠償責任（私学法44条の2第1項）を全額免除することができる。

第二に、当該監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、評議員会の決議により、学校法人に対する損害賠償責任の一部を免除することができる。すなわち、これは、監事の責任を全額免除するのではなく、一定の金額（最低責任限度額）については免責を認めず、その金額を超える部分についての責任を免じるものである。

第三に、理事が2名以上の学校法人において、当該監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合に、当該監事の職務の執行状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議により、学校法人に対する損害賠償責任の一部を免除することができる旨を寄附行為で定めることができる、これもまた、監事の責任を全額免除するのではなく、一定の金額（最低責任限度額）については免責を認めず、その金額を超える部分についての責任を免じるものである。

第四に、監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、当該監事が学校法人に対して負う損害賠償責任の額を、寄附行為で定めた額の範囲内であらかじめ学校法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結する旨の寄附行為の規定を設けることができる。これを責任限定契約という。これも所定の金額（最低責任限度額または寄附行為に定める金額のいずれか高い金額）については免責を認めず、その金額を超える部分についての責任を免じるものである。

第二から第四の免除が認められたのは、改正私学法により、任務懈怠に伴う学校法人に対する損害賠償が明文化された結果、役員が責任の発生をおそれて職務を遂行する際に過度の委縮をすることがないようにするためである。また特に、非業務執行理事と並んで監事の責任限定契約が規定されたのは、監事への就任が拒否されるなど、人材の確保に支障を来す事態が生じることが懸念されたからである。

責任の制限は監事だけでなく理事にも適用がありうることから、濫用とにならないよう配慮しなければならない。たとえば、上記第一の責任免除について、小規模学校法人において、十分な情報提供がなされない少人数からなる評議員会が、理事長の意向を尊重する形で、理事の責任全部免除を決定するような場合が想定される。法は、こうした議案の評議員会への提案自体に監事の同意を要求し、監事を通じての濫用防止を考えている。監事は、制度の濫用防止に極めて重要な役割を果たすことになるのである。

監事については、改正法施行日である2020年4月1日以降、積極的に、別表2に契約書例を掲げた責任限定契約の仕組みを利用すべきである。また、理事会における監督機能を果たすことが期待される非業務執行理事についても、同様に責任限定契約の仕組みを利用すべきである。

別表1

監事は、教育研究機能向上と財政基盤の確立に対して監事機能を発揮することが求められるが、このために少なくとも以下の事項を実施していただかなければならない。

- (1) 監査計画の作成（三様監査・監事間役割分担）
- (2) 監査環境の整備（情報提供・報告体制・支援体制）
- (3) 学校法人の業務に関する監査と記録の整備
 - ① 次の事項に関する監査
 - イ 理事会（理事会から委任を受けた機関を含む。）の意思決定
 - ロ 理事会による理事の業務執行の監督
 - ハ コンプライアンス違反の疑いがある事象
 - ニ リスクマネジメント
 - ホ 競業・利益相反マネジメント及び特別の利益供与
 - ヘ 内部統制システム
 - ト 事業報告書
 - ② 理事会・評議員会のほか重要な会議（以下「理事会等」という。）への出席・意見陳述と議事録への記載（特に、内部統制の危殆化・無効化等に関する意見・指摘）
 - ③ 不正行為・寄附行為違反に対する理事会・評議員会の開催要求と不開催時の開催権行使
 - ④ 差し止め請求権の行使
 - ⑤ 経営陣とのコミュニケーションルートの確保と実施
- (4) 会計監査
 - ① 予算編成と執行状況監査（内部監査人との連携）
 - ② 期末会計監査（会計監査人との連携）
- (5) 監査報告
 - ① 監査計画に基づく定期的報告の実施
 - ② 臨時的な報告の実施
 - ③ 最終監査報告書の作成
 - ④ 評議員会での監査報告
- (6) その他
 - ① 役員の実任の一部免除事項への監事としての対応
 - ② 学校法人あるいは第三者からの損害賠償請求への監事としての対応
 - ③ 三様監査による監査情報の共有・コミュニケーションの確保と活用
 - ④ 大学ガバナンスコードへの対応の評価

具体的に生じる損害賠償責任との関係でも任務懈怠がないと主張するためには、最低限、以下のような事柄が必要である。

- (1) 当該学校法人が監事監査規程を策定していること。その策定にあたっては、当協会が作成した監事監査基準等が参考にされることが望ましい。
 - ①学校法人が策定した監事監査規程が当協会等の監査基準等と同等程度の内容を有するものであることを確認すること。
 - ②監事監査規程を設けていないときは、直ちに策定すること。

- (2) 不正・特別の利益供与・競業及び利益相反取引等の未然防止のための内部統制システム等の構築等のガバナンスの評価を行い、問題があれば、意見書を理事長へ提出していること。
 - ①利益相反マネジメント・予算執行マネジメントシステム等に関する内部統制システムの有効性について点検し、問題があれば、意見書を理事長へ提出していること。
 - ②不正・特別の利益供与・競業及び利益相反取引等の事実を知った場合の監事の行動基準が定められており、当該基準の準拠可能性について、監事としての評価も終了していること。

- (3) 内部統制の危殆化や無効化等により、不正・特別の利益供与・競業及び利益相反取引等の不正の事実が発生した場合、定められている行動基準に基づいて適切な行動をとったこと。
 - ①理事会等の席上で、内部統制の危殆化や無効化が発生した際に、行動すべき基準に基づいて発言したこと。
 - ②理事等から、他の理事の不正の行為に関する情報を得、その内容が事実の場合、理事の行為の差し止め請求の手順に基づき請求を行ったこと。

- (4) 業務プロセスの内部統制機能について個別に評価し、問題があれば意見書を理事長へ提出すること。
 - ①計算書類の作成プロセスに関する監査を実施し、問題があれば意見書を理事長へ提出していること。
 - ②重要な契約に関する基準が規定されていることを確認し、それが機能しているかを評価し、問題があれば意見書を理事長へ提出していること。
 - ③資金運用に関するリスクを評価し、問題があれば意見書を理事長へ提出していること。
 - ④人事・労務等に関する内部統制システムが定まっているか確認し、それが機能しているかを評価し、問題があれば意見書を理事長へ提出していること。
 - ⑤その他リスクマネジメントシステムを評価し、重大な問題があれば意見書を理事長へ提出していること。

別表2

責任限定契約書（サンプル）

学校法人●●（以下「甲」という。）と甲の監事●●（以下「乙」という。）は、乙の甲に対する私立学校法第44条の2第1項に基づく損害賠償責任について、同条第4項及びその準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第115条並びに甲の寄附行為第●●条の規定に基づき、次のとおり契約する。

（責任の限度額）

第1条 乙の甲に対する監事としての任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任については、乙が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金●●●万円又は同条第4項及びその準用する一般社団・財団法人法第113条第1項が定める乙の最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする。

（本契約の効力）

第2条 本契約は、本契約の締結日に効力を生じ、乙が甲の監事としての地位を喪失する時まで効力を有するものとする。ただし、乙が甲の監事として再任されたときは、本契約はそのまま効力を有するものとし、以後も同様とする。

2 乙が甲の監事を退任した場合は、本契約は失効する。ただし、退任後も在任中の職務に対しては第1条に定める効力を有するものとする。

（法令及び寄附行為と本契約の関係）

第3条 本契約に定めのない事項に関しては、甲の寄附行為及び私立学校法その他法令の定めるところによる。

2 本契約は、甲の寄附行為又は私立学校法その他の法令による他の責任限定及び救済を妨げるものではない。

3 私立学校法第44条の2第4項及びその準用する一般社団・財団法人法第112条、第113条又は同第114条の定めに基づき、第1条に規定する限度にかかわらず、乙の責任の全部が免除された場合には、本契約は適用されないものとする。

（誠実な協議）

第4条 甲及び乙は、本契約に関し疑義が生じた場合、誠実に協議してこれを解決するものとする。

（準拠法及び管轄裁判所）

第5条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上各1通を所持する。

○年○月○日

甲

乙